

平成22年10月8日

「志賀原子力発電所における石川県・志賀町への連絡基準に係る覚書」
連絡区分Ⅲに係る連絡（平成22年9月分）について

本日、北陸電力(株)から、連絡基準に係る覚書連絡区分Ⅲ（定期的に連絡するもの）に該当する事象の平成22年9月分として下記のとおり連絡があった。

本事象については、立入調査を実施し、発生状況や対策等を北陸電力から聴取している。

1. 志賀1号機 非常用ディーゼル発電機の故障について

9月6日志賀原子力発電所1号機において、3台ある非常用ディーゼル発電機のうちA号機の月例の試験を実施していたところ、発電機の電圧調整装置の故障警報が発生した。

故障警報の原因となった装置を予備系に切り替えたところ、A号機は正常に動作した。

なお、北陸電力は残りの非常用ディーゼル発電機が正常に動作することを併せて確認した。

連絡区分Ⅲ：原則として翌月10日までに連絡するもの

参 考：北陸電力HP

<http://www.rikuden.co.jp/mreport/index.html>

原子力安全対策室
県庁内線 4234
直 通 076(225)1465

志賀原子力発電所 1号機 非常用ディーゼル発電機 A号機の自動電圧調整装置に係わる警報の発生について

第12回定期検査における定格熱出力で調整運転中の志賀原子力発電所 1号機において、平成22年 9月 6日、非常用ディーゼル発電機 A号機の定例試験を実施していたところ、ディーゼル機関停止後の16時23分に「A V R (自動電圧調整装置) *¹故障」警報が発生しました。A号機が動作可能であることを確認できないことから、原子炉施設保安規定に基づき、16時55分、運転上の制限*²の逸脱と判断しました。

その後、A V RをA系から予備のB系に切替え、A号機が動作可能であることを確認し、9月7日 3時22分、運転上の制限の逸脱から復帰しました。

本事象による運転への影響及び外部への放射能の影響はありません。

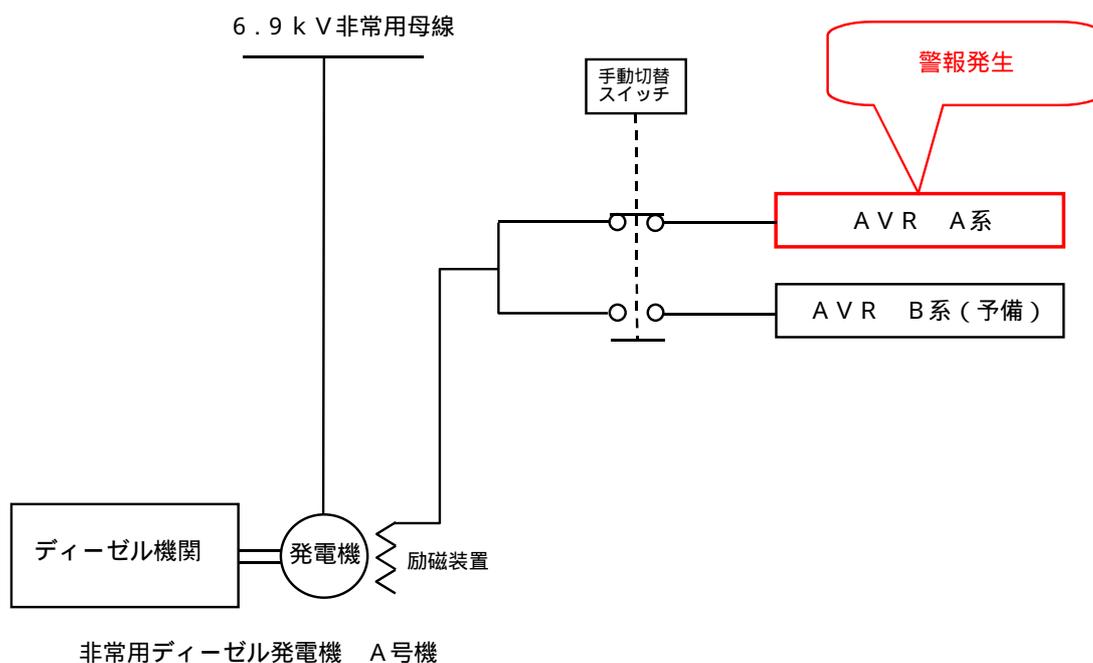
* 1 : A V R (自動電圧調整装置)

発電機の電圧を所定の電圧に維持するための装置

* 2 : 運転上の制限

原子炉施設保安規定では、原子炉の運転状態に応じ、運転上の制限を定めており、今回の運転上の制限は、非常用ディーゼル発電機 3台全てが動作可能であること。

なお、今回、運転上の制限逸脱後、残り 2台の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認しています。



非常用ディーゼル発電機 AVR 概略図